

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番号	1	2	
制度	県制度 新型コロナウイルス感染症対策資金(災害復旧資金)融資保証 略称 県新型コロナ	県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動	
SNの有無	あり(4号認定のみ対象)	あり(4号認定)	あり(5号認定)
対象要件	岐阜県内に工場または事業所を有する中小企業者であって、新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者。	岐阜県内に工場または事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、最近の経済的環境の変化により一時的に売上の減少等業況が悪化し、経営の安定に支障が生じている者。 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること。	
保証限度	8,000万円 「県30.7豪雨」等の県制度の他の災害復旧資金との合算	1億円	
資金使途	運転・設備資金 ※旧債務の借換不可	運転・設備資金	
保証期間	運転資金7年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内)	運転資金7年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内)	
貸付方式	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	
保証料率	0.50%	0.60%	0.50%
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象外	責任共有対象
回収条件	不可	可 ※注	
貸付利率	年1.0%	年1.4%	
連帯保証人	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	
担保	必要に応じ	必要に応じ	
取扱金融機関	取扱金融機関 (岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱第2条第11項に定める)	取扱金融機関 (岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱第2条第11項に定める)	
添付書類	中小企業信用保険法に基づく認定書	①経済変動対策資金要件(力)報告書 ②中小企業信用保険法に基づく認定書	
備考	<p>・申込期間は、令和2年3月5日から令和2年6月30日まで(ただし、融資実行は令和2年8月31日まで)。</p> <p>・SN4号又はSN5号の認定に基づき、「県返済ゆったり」など他の保証制度を利用することも可能。</p>		

※注 県経済変動の回収条件については、県制度の回収条件の要件及び責任共有の有無を踏まえての取扱い検討となります。